2020年10月
第2次意見集約用紙

自治労・団体生命共済の抜本改正（組織討議案）に対する第2次意見

（10月15日開催　県本部第16回中央執行委員会決定）

記入日　2020年10月12日

県名　福島県　　記入者氏名　県支部事務局長　坂内　孝浩

1. 全員加入による助け合いの制度化

（１）-① 将来を担う若年層組合員の加入率を上げることは喫緊の課題であり、グループ保険に対抗しうる掛金水準への見直しについては一定の理解はできる。

（１）-② しかし、若年層組合員の加入率低下の要因を「掛金が高い」からとしているが、当県においては、既に全員加入や高い加入率を維持している単組もあり、課題は運動方針や推進手法にあるのではないかと認識している。改めて、自治労独自の若年層組合員に対するアンケートの実施や先進単組の取り組み事例の共有化など、丁寧な検証・取り組みが必要と考える。

（２）-① 告知事項に該当する組合員（準通常就業者・非通常就業者）の最低保障額に加入できる仕組みを継続することについては、助け合いの共済制度の根幹であり理解できる。

（２）-② しかし、最低保障額については、組合員からの要望もあることから、原案（現行）の600万円、高年層型の500万円よりも安い400万円（加入限度額3,000万円）の設定を要望する。併せて、減額による単組事務手数料への影響をなくしていただきたい。また、400万円では「助け合いの制度」としては不十分としているが、この根拠を示されたい。

（３）「全員加入」を目指すときに、単組役職員の推進スキルの向上は不可欠である。単組役職員用の分かりやすいテキストの作成や、県本部・単組主催による学習会への講師派遣や財政支援などを求める。

2. 若年層の掛金引き下げと、中高齢層の掛金引き上げ幅の抑制

（１）-① 「男女別・年齢群団別掛金導入による若年層の掛金引き下げ」については、加入率の低い若年層対策として、一定の理解はできる。

（１）-②しかし、高齢層の引き上げ率が大きすぎる。若年層の掛金引き下げ率を圧縮し、高齢層組合員の引き上げ率を圧縮することが必要である。

（２）-① 「若年層型」を存続させることには疑問を感じる。全国統一メニューとして、既に若年層の掛金は下げているので、「若年層型」は廃止する、もしくは「若年層型」相当の生命保障300万円の型を追加し、この最低型を利

用できる年数を制限（例えば採用後２年間もしくは３年間）する制度にすべきと考える。このままでは、引き続き「若年層型」未導入県本部・単組が生じるものと思われるし、この機会に真の「全国統一メニュー」の下、全県本部・全単組が一丸となって加入推進を図るべきと考える。

（２）-② 「若年層型」導入から２年しか経過していない中での制度改定となっている。若年層加入率低下への対策として導入された「若年層型」について、十分な総括が必要と考える。この間、どのような取り組みを実施したのか、にもかかわらずなぜ、若年層の加入率が伸びなかったのか、そしてどのような検証が行われ、今回の抜本改正に至っているのか、説明を求める。

（３）-① 改正案では「自治労・退職者団体生命共済に継続加入することで、通算した掛金の引き下げを図ります」とあるが、実際に引き上げとなる高齢層組合員へ説明し、理解を求めるのは困難である。

（３）-②高齢層組合員の掛金引き上げ額が大きすぎることから、型下げや、解約、さらには組合脱退者が増えるのではないかと危惧される。また、民間生保と併せて団体生命共済に加入し、定年まで、最低のＤ型に留まる組合員が多いのも事実であり、これらの（中・高齢層）組合員にとって掛金が大幅に上がることは、即解約につながってしまう虞もある。

（３）-③（１）-②のとおり、これまで制度を支えてきた高齢層の掛金引き上げ率の圧縮とともに、５年程度の期間設定による段階的引き上げ（激変緩和措置）が必要と考える。

（３）-④ 高年層組合員については、その家族構成などにより生命保障の必要額に幅が出てくることから、「高年層型」の最低保証額（500 万円）の設定については、恒久的なものとすべきと考える。また、高年層組合員からの要望があることから、必要に応じて 300 万円型・400 万円型も選択できるようにされたい。

（４）性別による掛金変化率の差が大きすぎる。男女同一掛金もしくは男性の掛金変化率の圧縮を求める。

3. 自治労・退職者団体生命共済の新設による生命・医療保障体系の再構築

（１）「人生 100 年時代」と言われる現在、退職後の生活において、より良い保障内容を求める組合員が多いこともあり、自治労独自の退職者団体生命共済制度を新設することについては、一定の理解ができる。

（２）新設される自治労・退職者団体生命共済については、（定年延長後）85 歳まで 20 年間加入できることとなる。契約管理は共済本部がコールセンターを設置して行うことになっても、本人死亡時や入院時の家族への対応や、マイカー共済と同じく、身近な窓口である単組・県支部への相談など、その

負担が増えるのではないかと思われる。マイカー共済同様に事務手数料による還元など、単組・県支部への財政的支援策を求める。

（３）-① 次による会計年度任用職員の退職者の加入可否を確認したい。

a. 満 50 歳で会計年度任用職員と任用され、翌年退職となった方が、在職中に団体生命共済に加入していた場合。

b. 満 50 歳となる前に退職し、25 年以上の勤続となっていない場合。

（３）-② 仮に上記 a.が加入でき、b.が加入できないとした場合、あまりに較差がありすぎるし、若年層の会計年度任用職員は、退職後のメリットを享受することができず、組織化自体が鈍化してしまう虞がある。若年層の会計年度任用職員についても、共済への加入を強く勧められるような対策（必要に応じて規約改正）を講じられたい。

（４）-① 長期共済が終身医療・終身遺族（および年金給付）のみとなり、他は一本化される。退職後共済は、在職中の積み立てにより、退職後の毎月の負担がなくなるのが魅力となっている。改正後は、掛金を毎月払うこととなり、割高感が生じるのではないかと思われる。長期共済の積立額を原資とした、一括払込の制度を構築願いたい。

（４）-② 長期共済の制度内容変更により、既加入者からの不満が出るものと思われる。現行制度とのすみ分けをしっかと図り、理解してもらえるような資料の作成を要望する。

（５）（85 歳までの）高齢の加入者の中には、共済本部との間の事務手続きが困難な方も想定されるが、現時点でどのような工夫をする考えなのか、確認したい。

（６）「85 歳まで利用可」となることにより、これまで非協力的だった組合員の加入も想定され、「車の両輪」の共済運動についての負担が大きくなり、労働運動の弱体化が危惧される。労働運動の弱体化へつながらないような具体策を提示願いたい。

4. 組合員ニーズに沿った医療保障改善など

（１）「がん診断共済金について、複数回払いを可能とする」点や、「先進医療特約（仮称）の新設」、「個人賠償責任共済の任意付帯」については、組合員からの要望もあることから、一定の理解ができる。

（２）「上皮内がん診断共済金」が新設されるが、「上皮内がん」は転移しないことから、それほど医療費はかからないものと認識している。それよりも入院を伴わない「放射線治療」等に対する給付を充実させるべきと考える（今後の全労済団体生命共済の改定へ向けて意見反映願いたい）。

（３）当県本部においては、これまで団体生命共済を補完する商品として、民

間のがん保険を推進してきた経過があり、その契約件数も相当な数に上る。医療保障改善については、一定の理解はできるものの、高齢層組合員の掛金上昇の要因として「がん診断共済金の複数回払い」や「先進医療特約（仮称）の新設」があるのであれば、その内容を見直し、掛金抑制を図るよう求める。

5. 全国統一メニュー体系の実現と事業経費の削減

（１）-a 当県本部においては、より組合員のニーズに応えることができるように団体生命共済の「 医療選択制 」への移行の検討を始めようとしていたところであり、「生命保障（型）と医療保障（コース）の選択制」に関しては、一定の理解ができる。

（１）-b ただ、2.（２）-①のとおり「若年層型」の存続については、事業経費削減の面からも反対であり、高齢層組合員の掛金の上昇率についても到底納得できる範囲ではない。

（２） 医療セットメニュー採用の県本部（単組）から改正後の制度に移行する場合、告知事項に該当する組合員が、「医療拡充を要望」する際にその要件を緩和願いたい。

（３） 当県本部においては、二段階・医療セット方式を採用しており、年齢・性別によって掛金が異なる今回の改正案については、チェックオフするための事務処理の煩雑化や、移行にかかる単組事務も相当煩雑になるものと思われる。せめて年齢群団を 10 歳区分とし、掛金設定を 10 円または 100 円単位にすること、さらには男女共通掛金とする等への見直しとともに、単組事務の軽減策や財政的支援策を具体的に示してほしい。

（４）割戻金については、例えば年齢群団別のリスクに対して、給付が少なかった年齢群団への上乗せ給付等、掛金が上がる高齢層組合員にも受け入れられやすい、仕組みとすべきと考える。

6. その他

（１） 改正制度の説明や対応準備に際して、次の資料等の作成を求める。

① 高齢層組合員向けの分かりやすいパンフレット等（激変緩和措置や自治労・退職者団体生命共済）

② 改正前後の長期共済と自治労・退職者団体生命共済の関係の変化が分かる資料

③ これまで抜本改正がなぜ実現できなかったのかを説明する資料

④ 単組毎の毎月の掛金を集計するツール等の作成

⑤ 改正確定後の分かりやすい説明資料や申込書などの創意工夫

⑥ 簡単に掛金試算可能なホームページの開設

⑦ 単組への掛金試算用タブレットの貸与
⑧ 会計年度任用職員に対し、共済加入の優位性を説明できる資料
（２） 制度改正により、高齢層を中心とした相当数の型下げや解約が想定され、これによる単組事務手数料の減が危惧される。制度改正により単組事務手数料の減が生じないように、激変緩和措置や、算出方法の見直しを願いたい。
（３） 制度改正による組合員説明会や加入手続きに際しての支援策を示してほしい。
（４）単組事務の軽減策と組合員への利便性の向上のために、組合員がネット上で加入できるシステムの構築等、時代に合った制度設計をしてほしい。
（５）労働者自主福祉活動として労働組合自らが組合員に提供してきた「自治労団体生命共済」が組合員に利用されない現状の根幹に、労働組合の影響力（労働者との信頼関係の構築）の後退が起因しているという現実を直視する事が問われている。だからこそ、単純な制度の改正で加入状況が好転するなどとした安易な発想は排除されなければならないと思う。あらためて、職場段階に労働運動の再建を進めていく、その問題意識と実践こそが、この改正案を議論していく上でも問われているのではないかと考える。

以上